

記録

情報公開法と公文書管理に関する意見交換会の記録

日時	平成二十四年一月一日
場所	岡山県立記録資料館
出席者	定兼 学 (岡山県立記録資料館館長) 高田 賀夫 (総務省行政管理局(情報公開推進室)副管理官) 小池 聖一 (広島大学文書館館長) 村上 淳子 (広島大学文書館主任)

掲載にあたって

村上 淳子

本意見交換会は、平成二十四年度中国・四国地区国立大学法人等公文書管理研修が岡山市を会場として開催されるのを機に、広島大学文書館がかねて文書管理の実務について多くを学んできた岡山県立記録資料館を実際にお訪ねし、改めてその先進的な取組みに学びたいという

意図から、ご多用中のところをお願いし実現することとなったものである。その一例として、文書館が平成二十三年四月に「国立公文書館等」施設として政令指定を受ける際、くん蒸処理に係る設備の保有に替えて、冷凍庫の導入による代替措置を講じたこと等が挙げられる。

この度、公文書管理研修において講師をお引き受けいただいた総務省行政管理局情報公開推進室高田賀夫氏にご同席をお願いし、氏が担当されている情報公開に関する内容を中心に、自由な討議を行うという形式でおよそ一時間一五分にわたる意見交換会を実施した。以下は、その記録である。

実施に先立ち、定兼学岡山県立記録資料館長より概況説明、同総括参事官高田郁夫氏より「歴史的・学術的・行政的価値ある公文書等の収集選別基準(平成四年三月一〇日制定)」等に基づく移管業務の実務について説明を受け、館内施設をご案内いただいた。特に、館内が極めて清浄に保たれ、書庫に至ってはスリッパなしでも入室可能なほど清掃が行き届いており、資料の保存管理体制への真摯な姿勢が印象深かった。また、館内展示コーナーで開催中の企画展「おかやまの名

物・名産」展は、同館が所蔵するもののみならず県内各施設が所蔵する資料についても紹介し、江戸期の資料から現代の公文書に至るまで、一つのテーマで通覧することの可能性が示され、館の特性を十分に活かす創意工夫に満ちた刺激的な内容であった。館のスタッフの皆さんによる日頃の努力の積み重ねを強く感じた。

広島大学文書館が同じ水準を目指すには、まだまだ解決しなければならぬ課題が多いことを痛感した。今後とも岡山県立記録資料館をはじめとする先駆的な取組みに学び、教えを請いつつ、アーカイブズとしての存立基盤を確かなものにしていきたい。今回ご協力いただいた定兼館長、岡山県立記録資料館のスタッフの皆様には、記して感謝申し上げます。ありがとうございました。

(むらかみ じゅんこ・広島大学文書館)

資料公開のあり方

○小池 岡山県立記録資料館（以下、記録資料館）が施設として、こんなに努力をされ、立派なものは久しぶりに見せていただきました。

○定兼 そういう耳障りのいい言葉は初めて聞きました（笑）。

○小池 広島大学文書館（以下、文書館）はよく参考にさせていただいていて、書架に入っている保存箱も、劣化が進んだものから入れているところもまねさせていただいたり、保存処理用冷凍庫の知恵も頂いたり、非常に多くの点を参考にさせていただいています。また、何よりもすごいと思うのは、書庫のきれいさです。

いろいろとお話をお聞きしたいと思っています。一つは、所蔵されている行政文書については、基本的に作られてから三〇年間見せないというやり方をされているということです。

今の「公文書管理法（公文書等の管理に関する法律）」では、移管を受けてから一年以内に目録を公開しなくてはなりません。正直に言いますと、あの一年以内というのが引っかけかっています。例えば、私文書とか個人文書の場合には、一年で公開というのは一〇〇%できません。ですから、文書館では私文書とか個人文書について学術的資料と分類しています。

記録資料館であれば、公文書管理法の考え方を適用しようとしたときには、どのように運用されるのでしょうか。まず、その前に「公文書管理法」という法律について、定兼さんはどのように思われましたか。

○定兼 いや、私は真面目に「公文書管理法」は読んでいないんです。三四条だけでしたか、あの部分だけしか見ていないのですが、運用の方法としては、先ほど言われましたように、年限もありますが、わが館の資料として整理して、でき得る限りの対応をする。それは、わが館が公開機関ですから、わが館のルールにもう一度合わせるようにすることが必要だと思っています。

情報開示については、「公文書管理法」になりましたから、私にはライフサイクル論が少し後退した印象がありまして、「公文書管理法」の投げかけで、どのように考えていけばいいのか、まだ理解できていないところがあるんです。「レコードスケジュール」というような言葉に置き換えられているような気がしますけれども。

ただ、今のところ、わが館のあり方、わが県のあり方としては、引き続き館長権限を持っているということで、館長権限の下でできるように。見せないという制限事項も一応付けていますが、基本的には公開施設ですから、見せる施設ですから、その方向で対応しているかと思っるところですね。

ですから、閲覧請求で開示請求があつて見せないという経験は、今まで一度もありません。要するに見せられるもの、開示請求というか、フォーマルなかたちでの請求があつたわけではないですが、審議が必要なものについても審議してお見せしております。ただし、マスクキングなどはしていますけどね。マスクングとか、ファイルで、ここからここまではちよつとというのは、これはわが館のルールに従っていたかどうかというかたちは残っています。それ以外では、まずお見せしてい

ます。

だから、見せられないものは基本的にはないと。公開施設、そういう発想ですからね。年限の対応についても、基本的には対応していくのだという方向でやっています。

○小池 記録資料館独自の公開の基準に合わせ、内容に準拠した簿冊名を付けていくとなると、一年でできるということは一〇〇%あり得ないと思います。そのためもあり、作成後三〇年後の公開、という方式を採用されたと思うのです。そういう意味では、合理的だなと思っ

て見ていたんです。

○定兼 いや、それでもここはつかれるのではないかなと思っるところです。

平成一三年の「情報公開法」と平成一七年施行の「個人情報保護法」との整合性を検討したのですが、同じ年に成立した記録資料館条例の、起案者は私だったので、法制審議で意見を頂いて「(業務)」の中の第二条に、急遽「二」を加えたのです。これはもう完全に「個人情報保護法」が施行されるということ、それに合わせて、取りあえずここにちよつと要るぞということになって入れることになりました。

それで、それに合わせて施行規則の中で、今度はまた、この第七条が出てきたわけです。

「三〇年原則」

○高田 今の条例の二条の二項ですか、「個人の秘密の保持」云々。

この話と、先ほどの三〇年を経過した記録資料の個人情報との整合と
 いうか、運用というのは、どのようなかたちになっていますか。

○定兼 これは今度は、施行規則の第七条の五、六、七にも合わせてい
 るところがあるんです。さらに実は要綱を設けています。さらにこの
 下に、うちの運営要綱というのを設けておりまして、その要綱の中に、
 また入っているんですね。

○高田 これが入っているんですね、別表として。

○定兼 ええ、次々と。ここの規則までは議会で通るのですが、要綱
 は館長決裁。館長決裁といつても、当局の法務担当とは審議を踏まえ
 たものですが。

○高田 この別表は「年限」で決めているじゃないですか。

条例とか施行規則では「定性的」に決めていますよね。個人とかの
 害が起きた、それについては要は利用させませんということを書いた
 わけですよ。だけど、そういうものであっても、これ、五〇年たっ
 たら見せますよとなっているわけですよ。だから通常、上位の法律
 で駄目よと書いていて、ただし書きがないんだけど、その中で運用規
 則に落としていくと、実はここで穴が開いているという。整理とい
 うのが、要は法体系上ちょっと。

○小池 逆だという。

○高田 ええ。そういうのは運用がどういうふうになるのかなとい
 う。

○定兼 なるほど。法体系の話となりますと、申し訳ありませんが今
 説明できる能力がありませんが、先ほどいいましたように公開施設で

あることを前提にしたうえで利用制限を設けているのです。法体系に
 ついて、ちょっとご説明願えますか。

○高田 実は、これは国立公文書館のかつての利用規則などを引
 張ってこられていると思いますけれども、国立公文書館が今度、「公
 文書管理法」の適用を受けてやった時に、運用規則を「公文書管理法」
 の法体系に合わせて変えていったのですが、基本的に、この別表は、
 法的にはまったく根拠のないようなものになってしまったんですね、
 国立公文書館等の中では。

ですから、審査基準、要は利用させるときの制限事項にも直接適用
 できないから、この別表を審査基準の参考資料というものに落として
 しまったんです。かつてはこういう利用をしていましたという参考資
 料にしてしまって、今は直接適用できませんというかたちになってい
 るんですよ。さはさりながら、国立公文書館も今までこういうかたち
 で出してきたものがあるから、それを制限させるようなことはでき
 ないのでという話なのですけれども。「公文書管理法」の中では「個
 人情報保護法」の考え方を入れなければいけないというかたちで、利
 用制限の中に本人情報の利用について一文を入れているのですが、そ
 のときに、個人情報といふのは、要するに個人識別情報であると。個
 人情報であれば、それだけで、もう見せないという法体系にはなっ
 ているんですね。

一方で、でも何年たったら出していますというのがあるので、そこ
 をどういうふう整合させるのかという、これは相当、内閣法制局に
 おいても議論になったのですよ。国立公文書館の側では、この別表の

根拠がまったく説明ができなくてですね。慣習的でも、それが国民的にオーソライズされているのであれば、それを法制化することも可能なのですが、結局、アーカイブという非常に限られた世界でしか通用しないみたいな話になってしまってますね。

○定兼 法体系とは、そういうことですね。

○高田 ええ。それで、そこは何かうやむやのうちに立法されてしまったところがあった。だから、私も昨年度までは内閣府で国立公文書館にも関わっていましたが、多分、今後、他の公文書館もそうですが、個人情報の扱いについて、利用請求があったときにどのように判断していくのかということ、割と現場で困ることが起こるのかなという。

○定兼 なるほど。

○小池 結果として、いちいち目録に「公開」「非公開」「要審査」と全部入れなくてはいけないんです。それで、個人情報の問題が結構関わっていて、それを全部見なくてはいけないわけではないですか。そんなの見られるわけではないですからね。広大のもので年一、〇〇〇簿冊ぐらい入っていて、簿冊の中には個人名などは当然のように全部入っているわけですから。そうやってきて、どこの部分、どこの部分なんて確定する作業は非常に難しいので、基本的には「要審査」というかたちで全部投げていたのですよ。

○定兼 ああ。基本的にそうでしょう。われわれもそうですよ。

○小池 全部「要審査」にしていたんですが、それをもっと細かくきっちりやれという話があったんです。それで、村上が一人でそれを判

断してやっています。

○村上 実際、やってみたら、困ることもあります。例えば、原爆死没者の慰霊祭関係で、前身校で調べた原簿があって、そういうものも参考に入っています。住所も入っています。それで、三〇年たつても、これは公開できないということになりますので。

○定兼 これ要するに、個人情報でも不利益になるとか、ならないとかということでしょう、基本的には。

○高田 そこが法律は結構面倒くさくて、プライバシー型―要は本人がこれを出してもいいという考え方―地方公共団体の条例の中にも、そういうプライバシー型を採っていて、個人情報だけど、本人がよければ、あるいは通常出しているね、みたいなものは公開してもいいという構成をしているところもあります。

しかし、国の「個人情報保護法」と、それに合わせた「個人情報保護条例」は個人情報型を採っているんで、もう「高田賀夫」という名前があつたら、それ自体が個人情報なので、その時点でアウトなんです。

だから、内閣法制局に行った時に、国立公文書館に保存されている文書で「徳川家康」と書いてあるのはオープンにするのかどうなのか。個人情報型を採れば、もうアウトですよ。

でも、「徳川家康」って全部出ているじゃないですか。そこは公表慣行でありますよというのがある。歴史上の人物でもありますし、というふうな。だけど、近現代になってくると、線引きが非常に難しくなってくる。

それはどうなんだろうというところで、慣行として出していましたということがあると、過去にこういうことをやりましたというところで、やや穴が開けられるかなという話はあるんです。

だから、最終的にはそのへんで落ち着かせざるを得ないと思うのですが、ただ、理屈からいうと、やはりここもアウトじゃないかと。まして、五〇年、八〇年、一一〇年というのは、なぜそういう年でパサッと切れるのかという理屈がなければならぬのですが、実際には理屈が立たないというのがあって、だから、今みたいな話に、現場でなると思うんです。

ただ、そこは、やはりこれまでの運用の中でこうしていたからという、そこできちんとした理屈を構築していった、最終的に判断をするのだと思うのですが。

○小池 ただ、もう一つは、五〇年、一〇〇年というのがあるのですが、今、例えば、閣議事録の公開でも全部三〇年ルールなんです。一律に三〇年ということだけでやるわけです。三〇年でやっていいのか悪いのか、ただそれだけなのです。だけど、三〇年ルールというものが前面に出てしまつて、実際に三〇年で国家の議事録が出されたら生乾きですから、大変な騒ぎになりますよね。

だから、そういうものを例えば五〇年にするとか一〇〇年にするという運用上のパラエティーがあつていいはずなのに、そういうことはまったく考えない人が多いでしょう。

そのような状況の中で、一律に、公開すればいいんだというわけではなくて、公開するにあたっては、一応、館のほうで手塩にかけなく

てはいけないという考え方ですね。定兼さんのこの記録資料館は本当に自分の手をかけたものとして、きっちり出したいという発想ですね。それは一つの考え方。もう一つは、「公文書管理法」のように、とにかく現用、非現用というかたちの流れをつくつて、そこで公開していくという、二つの考え方があるのではないかなと思うんですね。

○高田 そうですね。やはり「公文書管理法」の法律をつくつたのは、いろいろな要請があつてやったのですが、たぶんその部分が、まだまだ議論も熟されていないし、時間がかかる話なんです。できてしまつて、運用されてしまつてはいるのですが、今後、そこはまだまだ制度運用の改善をしていかなければいけないという気はしますね。

○定兼 そうですね。

公文書管理法の運用

○小池 その意味で、例えば、この記録資料館のほうで、特に総務学事課の下にあつて、総務学事課が基本的な現用記録を扱っていることに当然なつて、その関係性というのは。

○定兼 ええ。そういう意味では、リレーションがうまくできていると私は認識しているのですが。

要するに、文書管理をする立場の人は、きちんと廃棄しなさいなんです。年限が来たら廃棄しなさいと。その中で、ただし記録資料館に引き継ぎますよと、記録資料館の館長でもって見させますということができていますから。われわれとしては、準備段階の時には彼らと

一緒に歩いていたんです。だから、うまくいけたんですよ。

今度は、ちょっと別行動になっていきますけれども、ただし、そのこととはルール上、きちんと原課に伝えてもらえるようになっておりますので。伝えていけると認識しているのとは違いますけれども、一応そういうことになっていきますから、われわれとしては、総務学事課のほうから、こういうふうに通知が来ただろうけれども、われわれのほうは見させてもらいますよということで引き継ぎの行動ができることになっていきますね。

○小池 だから、よく言われるのが、廃棄権限を持つことではないと言いますよね。当館は、廃棄権限はあるわけですが、基本的に全部廃棄というかたちをとって置くということなので、わざわざ館長が廃棄する、しないという権限を持たなくてもいいかたちになっているということですね。

○定兼 ええ、そうです。

○高田 あの「公文書管理法」の廃棄、要は移管した後のものは、あれは本当に厳しいなと思いますね。

○小池 厳しいですね。あれは内閣総理大臣の。

○高田 あれは我々事務方の上げたものに、国会審議の中で修正が入ったんですね。やはり公務員不信があったので勝手に捨てられないようにするにはいけないというので、廃棄するときには総理にきちんと了解をもらってやるようにということを入れると言われて入った条文なんです。そこはちょっと実際に事務を行う我々としても予想外でしたけれども(笑)。

でも、あれが入ったがために、本当にこういう、館で使えなくなったもの、あるいは書庫のスペースの関係で整理しましょうといったときに、かなり手かせ足かせになるのかなという気がするのですが。

○小池 いや、手かせ足かせの話どころではないでしょうね。要するに館で廃棄ができない。端的に言うと、例えば、評価選別というものも一定ではないんですよ。正直言って、担当者によって相当の誤差がある。

○定兼 そうですね。

○小池 そうすると、ある意味、ものがそろわないわけですよ。

○定兼 そうですね。

○小池 この年は抜けていて、この年はなぜこんなにたくさん簿冊をもらっているんだということだっであり得るわけですね。そうすると、そもそも考えてみたら、これは全部要らないじゃないかとなることだっって多いわけですよ。こんなものは要らない、捨てたいとなったときに、いわゆる記録として公開しているかたちになったら捨てられなくなるわけでしょう。そうすると、その部分は、ある意味、ごみとは言わないけれども、書庫を食ってしまうわけなので、それは非常に非合理的ですよ。

○定兼 このあたりは、地方自治体の場合はフットワークを軽くできると思いますね。これは、もし権限が向こうにあるとすれば、もう文書一本で「これは廃棄しました」ということで、「了解」ということのでいけると思うんですね。もう、それは理由だけ。おたくはどういう運営方針であって、どういうスケジュールでもってと、もしかす

ると全部の説明が求められることがあるかもしれませんが。ただし、これはもう理由は立ちますね、われわれの中で言うところ。

○小池 ええ。だから、地方の方がそういう点では動きやすいなど。

○高田 そうですね。何かちょっと運用していく面での遊びというかが、バッファですかね。その部分が、もう「公文書管理法」はかなりぎしぎしにしています。

○定兼 ええ、何だかね。

○小池 それから、やはり一年で公開しなければいけないというのが、どう見ても非合理的なんですよ。

○定兼 そうですね。いや、あそこはなぜ一年にしたのでしょうか。

○小池 だから、うちなどは学術的資料を分けましたからいいですが、分けていないところは結構あるんですね。入って一年でどうして公開できないんだと。どこも予算がないですから、公開までできるわけじゃないんですか。それは大変になっていますよね。だから、それはやはり現場を知らない人間が多いということなんだろうなと思っっています。

○高田 今日は、こちらの施設を拝見させていただきました、私も法律の時は、内閣府に入って「公文書管理法」の施行一年前という時に、自分も「国立公文書館等」というところの指定にやや関与した仕事があった、実は、広島大学の文書館さんも拝見させてもらって大変勉強になりました。やはり、法律を立案する前に、そういうことをやっていないといけないのではないかと、そういうことを痛感しましたね。

それができるような余裕が立案時にはなかったので仕方なかったの

ですが、やはり今みたいな、こんな工夫をしていますよとか運用の話聞いて、それを踏まえて制度をつくっていかなければいけないかったということですね。

○定兼 同感です。私もこの条例をつくる時には、法務担当の人なども、とにかくあちらこちらに行ってもらい、私もある意味、イメージで全部のシミュレーションを想定して話を持っていききました。それで理解していただきました。それでも、まだギャップはありました。先ほどのような件でギャップはあります。

○高田 はい。だから文書管理一つをとっても、結局、各省統一の、あるいは独立行政法人を含めたものにはなっているのですが、あれもやはりそれぞれの省庁によってカラーもあり、やり方も違って、公文書管理法では、文書管理の節目節目を規定しているのですが、やはりそれが窮屈であったり、甘くなったりとか、いろいろあるんですね。個人的にはやはり少し性急だったなというのは、これは悔いても悔やまれないのですが。

○定兼 いや、あのぶんは、できてしまうと、今度はいかに運用していくかということに尽きるわけですから、その時に、今度は急いでマニュアル化しようとか、そういうことをしないほうがいいですね。

○高田 そうなんですね。

○定兼 が必要ですよ。マニュアル化をしたら、これをきちんとこうしておけばできるじゃないと、事務方は言いがちです。

○高田 そうですね。特にここ数年の傾向としては、国会議員等からも、基準とか指針がないと駄目（公務員は信用できない）という話に

なってきたているんですね。でも、こういう仕事は、逆にそんなことで
は回らない世界ですから。まして過去の積み上げがあるから、これが
できるのだみたいな話で、やや理屈ではない部分もあるんですね。

○定兼 理屈じゃないところがありますね。

○小池 ええ、理屈じゃない(笑)。

○高田 いやいや、本当にそうなんですよね。だから、そういう部分
で、やはり国の運用がきちんとうまくいかないと、これは地方にも今
後影響を及ぼしていく話なので。

○定兼 ええ、そう思いますね。

○高田 そこをいかに。

○定兼 ですから、それは様子見ですよ。

○小池 様子見はまったく正しい。様子見ができるのがうらやましい
ですね。文書館は大学の中での存在感をいかに高めるかということで、
どうしてもいろいろと整理してやらざるを得ないというのがあって、
対応してきました。うちは運用ですよ。運用をどのように読み替え
ていくかという作業ですね。現実にとれだけ合わせるかということに、
苦心しました。

立案の対応は僕と村上でやったのですが、うちは考えだし、それか
ら熱心だったのは、例えば東北大学の担当課長は非常に賢かった。だ
から、「みんな、どうなんですか」と聞いて回るわけです。その中
で自分に最適なものをイメージするというような考え方があった。逆
に言うと、その労力を惜しんだところは、やはり今、苦労しています
ね。

○高田 なるほどね。

○小池 だから、そういう能力がまず。非常に短い時間だったので、
実は一〇〇%対応できているかどうかも分からないのですが、ただ、
見直しのときには、せめて現場のところから、もう一回くみ上げてい
くような見直しをしてほしいと思います。

○高田 そうですね。五年後見直しの規定もありますから、それを見
据えて運用の仕方を整理していくというのは必要だと思いますから。

「現場」の目線

○小池 ただ、例えば「公文書管理法」が事実上地方にも影響を与え
ていて、地方でどのような対応をするかというのが出てきているわけ
ですから、それをいわゆる現場サイドからくみ上げていくというやり
方をしてもらわないと。その前に、公文書管理委員会に現場を知って
いる人はなかなかいないんですよ。

○定兼 ああ(笑)。

○小池 だから、こんなのでいいのかと思うんですよ。利用者の立
場でしか考えていないから。利用者の立場は重要なのでしょうけれど
も、要するに、利用者がいかに供していくかというこちらの努力が結
び付くのであって、利用者の権利として規定されるだけでは。そんな
に予算ももらっていませんしね。ですから、それはちょっと難しいだ
ろうという気がするんですね。何か現実離れをしたものが多いので、
それは直していつてもらいたいと思います。

○定兼 整理には本当に時間がかかりますしね。これは本当に地道な努力ですよ。

○小池 ええ。それから、チェックを入れなければいけないし。

○定兼 ええ、チェックも大変ですからね。

○小池 それを二重三重に入れていかなければいけないですしね。何回やっても間違いはあるんですよ。

○定兼 あるんですよ、ええ。

○小池 公開した後だつて間違いが見つかることはあるわけですから。

○定兼 ええ。

○高田 ええ。

○小池 そういう中で、例えば、一つの関係文書のようなかたちでやれば多種ですし、目録の作り方だつて、はっきり言って一様ではないのです。各アーカイブごとに独自のルールを持っているわけですね。

現実上のあり方も違いがあつて。それを画一化したり、年限で切られたりということは、事実上まったく合わないですよ。

ですから、そういう点で、今は国立公文書館が個人文書で持っているものがあつて、実際に公開されたものを見ると、ほとんど簿冊なのです。簿冊で寄贈されたもの。公文書の代わりに寄贈されたもので、あれは公開しやすいと思うのですが、例えば、今度、『佐藤栄作日記』とかが関係文書で入ったら、量にもよりますが、膨大な量だつたら大変ですね。そんなことをやったら、今後、普通の移管業務というのでできなくなりますよ。ですから、非現実的なんです。

そういうことも踏まえて考えてもらわないと思うのです。そう

いう部分の現実的な分野に関しての考え方が、やはり重要なのだと思います。

○定兼 館の運営のことを考えますと、急いでやらなければいけないことと、ゆっくりやればいいものとか、中長期的にやればいいものとか、そういうものがありますから、やはり急いでやらないといけないというものがあまりにたくさんあると、中長期で将来的な館の資質を高めるためのものが全然できなくなりますね。

そういうルールはちよつとまずいなというところはありますね。もちろん公開のために急いでする必要はありますが、整理というのは、とりあえず見せるものではなくて、息長くもたせるものですから。「公文書管理法」というのは、日本の記録を将来に残していこうということの全容ですから、そこを踏まえたほうがいいのではないかなという気がしますね。

○小池 その上で、記録資料館のほうは、やはり中長期ということ、マイクロ化というのが特色なのですか。

○定兼 ええ、そこなんです。いや、原本主義ですよ。基本は原本主義ですが、マイクロ化を、代替物を一個は作っておきたい。それから、さらにデジタル化もやっています。それは利用のためのものですが、保存のためにはマイクロ化だろうと、まだ私は思っているんです。

○高田 ああ、結構そこは大きい問題ですよ。利用と保存でどちらを取るかという。

○定兼 はい。ただマイクロはすぐデジタル化ができますから。ですから、まずマイクロ化をして、デジタル化が進んでいく。いきなり原

物からデジタルには、まだいつていないです。それがまだちょっと怖いです。これも様子見(笑)。デジタルが何年もつか。

デジタルからマイクロに変わることもありますが、マイクロは原本担保ができるんですね。原本性が担保できますから、それがあつたので、マイクロをずっと進めていたんです。

それから、マイクロフィルムの中はお見せしませんでした。マイクロフィルムは今、八、〇〇〇本あるんです。では、この八、〇〇〇本もデジタル化をして、もうおしゃかにすればいいではないかという話になるわけでもないですね(笑)。やはりマイクロはマイクロの方向でいくと。私は古いタイプかもしれませんが、まだちょっと残っているんです。今はマイクロフィルムが製造停止といいますが、フィルム会社も相当撤退しつつありますから、どのようにすればいいか。国立国会図書館はマイクロにしたでしょう。マイクロにしているはずですよ。

○小池 マイクロにしたんですよ。明治期の貴重資料の原本ですね。ただ、あれで、みんな背表紙が割れましたよね(笑)。

○一同 ははは(笑)。

○小池 要するに、ガラス面に押しつけるために背表紙を割ったんですよ。だから、もう二度と原本のほうは公開できないです。

○高田 そうですか。

○小池 昔の本は、きれいに開けない本がありますからね。あれを無理やりバリバリとやったので。

○定兼 そうですか。

○高田 それは非常に残念な話ですね。

○小池 残念。だから、公開を前提にすると、そういうことになりかねないですね。

検索システム導入の経緯

○小池 そういう中で、記録資料館はデジタルアーカイブスの横断検索に参入されましたよね。

○定兼 ええ。これはシステム構築をする時に、一筆、ダブルインコアというような文言がありまして、Z三九なんぼでしたかね、忘れましてけれども。いわゆる国際標準です。

○小池 あれは年間コストが結構かかるのではないですか。

○定兼 そうなんです。最初の入札の時は、出発点は良かったのですが、今度五年たつて更新の時には、やはりまけてくれませんでしたね(笑)。これは、だからハードの値段はいいのですが、保守そのものはこれだけかかりますということで、幾らでしたかね。年間幾らだったかな。値段は高かったです。

国立公文書館との横断検索は、その時は全然想定していなかったんです。とにかく、電子県庁をしようというようなことがありました。県庁もそういう指導をしていました。われわれは国立公文書館ではなくて、県立図書館や県立博物館とも同じように検索できるようになっており、それはそういう意味では必要だったので、その文言を入れたのです。

すると国立公文書館でできますよということになって、では、やってちょうだいと、勝手にしてちょうだいという感じでしてもらっていると。ただ、それだけなんです。われわれから構想として、出発で、これを前提としてやったわけではないです。

○小池 なるほど。もちろん、それは独自のものとしてやっていた。たまたまですか。

○定兼 そうです。

○小池 でも、ランニングコストが結構かかるのと、更新の時には安くできなかったということですね。定兼さんが安くできなかったというのは、よほどですね(笑)。

○定兼 いや(笑)。いやいや、それは県の税金を使っているわけですから、それなりの、要するに仕様書でどこにも入れるようにしてやってみたのですが、これはもう額が決まっていたので、安くする方法は、今度はリース料のリース率を下げるかたちでのやり方でありました。

ですから、そういう意味では、リース料が安く、通常の物価表などですと一・九%か何かだったと思うのですが、やはり会社によってリース料が違うのですね(笑)。それはびつくりしました。私もお金のことには弱いのですが、何とか安くするために、ずいぶん苦労しました。入札すると、本当にびつくりするぐらい安くなります。最初の落札の時はこれでいいのかと思いました。

それが一年目でした。今は岡山県、奈良県がやり、今年から埼玉県も始めたはず。やはりそういう流れでしょう。

○小池 しかし、例えばデジタル化に関しては、どちらかというと定兼さんはシニカルですよ。にもかかわらず、これだけは早いので不思議に思っていたんです。

○定兼 いや、デジタルアーカイブシステムではない、検索ですよ。検索ができるということ。われわれは、そのシステムの中にもデジタルアーカイブがどんどん載せられるようにしているんです。写真なども何十万コマも、古文書ではなくて、空撮とか何とかも作っているのですが、入り込めるようにできるので、これが今度、公開になったら、写真が一人歩きするのがまずいと、そこはまだ公開のほうに出せていないんです。

○村上 国立公文書館は、みんなフリーでした。

○小池 全部撮れるらしい。

○定兼 そんな怖いこと、私はなかなか。

○小池 できませんよね。でも、全部フリーなんです。撮っていいし、何でもフリーだよ。論文を書くのも、著作権みたいなかたちで本に入れるのも、全部フリーなんです。でも、あんなことをされたら、利用という立場、普通の館の立場からすると非常に困りますね。

○定兼 うーん、まあ、利用者責任ということなんです。基本的には。提供者の話ではなくて。

○小池 ええ。ところが、利用者責任といっても、機関アーカイブスの場合は、上位、元機関がありますから、例えば、差別問題に関するものに関して大学だから持っている。それを出すと、これは取った個人の問題だというわけにはいきませんよね。そのことが問題になっ

たときには、必ず、なぜ見せたんだ、といことが問題になります。

○定兼 ですから、私も実は国立公文書館の検索で引つ掛かるので怖いものがないぶんあります。岡山県ではタイトルだけでも出せないものが、

○小池 そう。それを出して、それも全部フリーなんて言ったら、そんなことは絶対にできませんね。

○定兼 西日本と東日本の違いのかなと思って見ている気がしないでもないですが(笑)。

○小池 いや、やはりそうではないですよ。そうならば、中央官庁だつて移管なんかしたくないですよ。もともと文科省の資料で、国立公文書館に来たら全部フリーだとかたちになったら、文科省のほうだつて絶対に移管をためらいますね。それは誰が考えたつて最終的には文科省の責任になるわけですから。うちは公開しているだけですよとなつたら話は別ですが。

それは、やはり国立公文書館もそうですし、機関アーカイブであれば、文書館の場合や記録資料館だつたら、絶対にそんなことはあり得ませんよ。

○定兼 ちよつとね。

○小池 あつてはいけないことです。ですから、そういうことが平気で、先端的なつもりかもしれないけれども、これは正直言いますと、欧米でもこんなことはほとんど例がないですよ。

○定兼 無思考にやっている感じがするな。

○高田 何か、これは出せるからというレベル感があつて、そういう

たものしか出していないというわけではないんですか。

○小池 いや、レベル感は当然ありますね。それから、やはりそういうものに関しては、本人確認とかをきっちりしたり、契約を結んで見せるわけですよ。

○高田 国立公文書館は、そういうのに関わってくるようなものまで出しているんですか。

○村上 閲覧請求をして閲覧室で閲覧できるものに関しては、撮影もしていいと。

○小池 うちも閲覧させているものに関しては、「公文書管理法」があるので撮影はいいですよ。ただし条件があるわけです。何を撮ったのか、写しを必ずよこせとかたちにするのですね。つまり、撮った人が何を撮ったのか確認もしないといけないし、責任も出るところがあるから、必ず写しをよこさないという条件を入れているんです。その条件を入れないと、広島大学の場合には、マイクロとかを撮るとお金がかかるんですよ。

○定兼 ええ、そうそう、今ごろはね。

○小池 東広島は広島市内から来るので、そのお金を付加すると、ほかの館よりも値段の単価が上がつたんです。これで大問題にされて。あり得ないことだと思ふんですよ。だから、もともとうちはそういうことを念頭に置いていて、撮影台まで用意して撮影していいですよということにはしていませんよ。

実際には、マイクロを注文する人はほとんどいないので撮影してもらえますが、そのようなときに、やはり写しは取っておかない

とというのがあって。そういうことが、やはりこれからは全部フリーということになると、資料が一人歩きますよね。管理できなくなってくる。つまり、ある意味で管理責任を放棄したかたちになるのではないかなと、僕などは思っていていたのですが。

現実運用上はあり得ないですね。

○村上 全国公文書館長会議の前日にあった実務担当者の連絡会で、先ほどのデジタルデータの利用について、国立公文書館としてもこれは権利になるから、利用承認申請は要らなくなるねと、そういう発想だそうです。だから、もう二次、三次利用というのもOKという判断だということですが、やはりほかの公文書館からは、それでいいのかという疑問が出ました。

著作権の処理

○小池 まだ国の資料ですからね。だから、原局が当然あるわけなので、国立公文書館に移管されたら全て公開していいというのはあるかもしれないけれども、逆に言うと、全て公開できるものしか公文書館には入らないということですよ。

○高田 ええ。だから、そのところで、利用制限がかかる情報とそうでない部分というのは基本的には出さないとということになっているのですが、時の経過で、そこは館長が判断していいということになっているので、そのさじ加減をどこまで認めて、しかし、その時に了解等は取らないかと、これはまったく運用の世界なので、きちんとやっ

ていればいいのですが、何か一人歩きしてしまうようなことをしてしまったときに、ちょっと怖いかなと。

○小池 私が官庁の担当者だったら、国立公文書館にはもう公開していいものだけを選別して渡しますね。

○高田 それはそうですね。

○小池 それを二次利用されたときのことを考えてやるしかないでしょうね。ところが、「著作権法」に関わるものってあるわけでしょう。例えば、問題になりそうなのは漫画だったかな。

○村上 手塚治虫の、何かのイベントの時の原画が公文書として国立公文書館に保存されています。

○小池 原画が公文書としてあるわけですね。それが、例えば文科省から来ると。そうすると、漫画なんていうのは、今、原画はめちゃくちゃ高いですからね。資産的価値も高いと。そういう資産的な価値が高いものを持つわけですね。その時に、特別な保存もしないで一般の資料として公開し、全部コピーを取ってもいいとかたちになるわけでしょう。

○高田 ほとんどの公文書には「著作権法」は関わらないでしょう。

○小池 基本的には関わらないと。

○高田 でも、例えば、原画みたいな話は、これにはどうしても著作権がかかってきますよね。著作物ですよ。だから、それは文部科学省が入手して行政文書になっても、著作物であることには変わりはないので、それには著作権がかかるんですよ。

したがって、それを二次利用することについては、請求して、例え

ば写真を撮ったりとか写しの交付を受けた人間が、さらにどこかで使うということは基本的にできないですね。

それは本当に公文書館が、これはきちんと著作物なので、見るのはいいし、写しは「公文書管理法」に基づいてお見せしますよと。そこから先は駄目ですよということを、きちんとその時に明確にしておかないと。

○小池 では言わないと、説明していかないと。

○高田 そうそう。それはやらないといけないですね。

○小池 だから、そういう著作権の問題もあるから、結構何でもいというわけにはいかないし、そういう点ではケアがものすごく悪いのではないかなと思うのですね。

○高田 なるほどね。

○小池 ある意味で、著作権に関わるものというのは、今、日本の「著作権法」は、著作者にもものすごく手厚いじゃないですか。非常に手厚いし、それに伴う訴訟も多くなってきたから、うちなどは非常に神経が結構かかるものがあるんですね。

○定兼 わかります。

○小池 公開するときでも、やはり遺族のほうで、それを考える人がいますよね。実態として、うちは作家のものを持っていますから。だから、公開するには、すごいものがあるよね。

○村上 あるということを言いにくいような。

○小池 うん、言えない。

○定兼 そうでしょうね。

○高田 ああ、それは本当にね、うん。

○小池 やはり遺族との契約。だから、そういうものも一律ではないので。遺族との契約は、やはり信頼関係ですが、その信頼関係を醸成していくのに結構時間がかかるんですね。

○定兼 時間がかかります。ものすごく時間がかかる。

○小池 時間がかかる。さらに、その信頼関係を醸成して寄贈まで持っていくって、寄贈されたからといって、全部うちが何をやってもいいんだというわけには当然ならぬんですね、やはり。

○定兼 そうですね。

○小池 公開するのですが、しかし、その後も遺族との関係は続くんですね。

○定兼 続きますね。

○小池 ええ。続くことを念頭において、ご遺族はわれわれに預けてくれているんですよ。信頼をして。

○定兼 そうです。ただ公には、うちは私的な貸金庫ではありませんよというふうには言っているんです。そういうふうには言っておかないと、遺族との関係はきちんとしておきながら、貸金庫扱いをされたら大変なことになりますからね。やはりそういう意味では、きちんとした契約を結ぶときには、そういうこともしておいた上で、あとは別なかたちで遺族も納得がいくような方向を示すということが必要ですね。

○小池 ええ。だから、それが国立公文書館などの場合には、「公文書管理法」で十把ひとからげでしょう。寄贈されたものも、移管を受けたものも十把ひとからげになると、移管されたものは公的なものだ

からいいという部分はあるけれども、寄贈されたものは、内容が公的なものに近くても意味が違いますよね。

○定兼 ええ。それでは、専門的なものを持った人が館長であって、館長の権限をちよつと出す必要がありますね、置いておく必要がありますね。館長というか、組織の権限を。

○高田 ええ、ええ。

アーキビスト制度

○小池 定兼さんは、アーキビスト制度についてはどのように考えておられますか。特に現在、「公文書管理法」の制定過程では、後方の前方進出と前方の後方進出と二つあるということになっていますね。

○定兼 ええ、両方ありますね（笑）。

○小池 二つありますね。例えば、広島県立文書館の安藤（福平）さんなどは、ずっと後方の前方進出ですね。NARA (National Archives and Records Administration アメリカ国立公文書記録管理局) のように、ずっとあなるべきだと。

僕はどちらかというと、前方の後方進出なんです。広島大学で文書館と財務・総務室総務グループというのは、公文書管理なども一緒に回りますから。そういう共同性もあるけれども、基本的には資料を安定的・安全に保存して公開していくことを考えたら、前方の後方進出のほうがいいと思いますね。

だから、こういう二つの考え方がありますが、共同性ということ、

どちらかというと結果的には共同性ですが、定兼さんほどのように考えられますか。

○定兼 前方というのは、利用の話ですね。

○小池 前方の後方進出というのは、要するに、現用の文書管理者との連動を図るということか、あるいは、今の公文書館の方向性みたいに、移管したら、前の人にとっては倉庫。国立公文書館は倉庫で、公開する場所というかたちでいく。だから、渡すものと渡せないものはここで判断しますよと。ある意味、ここで切れてしまうわけですね。

そうではなくて、連続性を持って前方も後方に関与をしてみたら、後方も前方に関与をするということに当然なるわけです。それで、今みたいなかたちで、ばさつと切るか、ないしは連続性でもつかという考え方のイメージのほうがいいのかと思うのですが。

○定兼 これは、ちよつと私も、今のイメージですが、今のイメージでいくと、個人の考えでいくと、記録資料館長ですけれども、ベースは岡山県職員なんです。要するに、県職員の連中のやっていることもよく分かるわけです。その上で、こちらに来ていてるわけですから、これは切り分けるものではなくて、岡山県一体のものと考えています。

だから、国でいったら省庁切り分けみたいなこととか、公文書館と切り分けということではなくて、岡山県一体の中の記録資料館なのだということでは僕はいかせたいと思っています。前方か後方かという発想はわたしにはありませんでした（笑）。

○小池 ええ。一つは、機関アーカイブスですから当然一体だと僕は

思うんですよね。機関アーカイブスは、基本的にそういうふうに見えるんです。例えば、文書館だって、広島大学という機関で一緒ですから機関は一つと考えるんですよ。

ところが、国立公文書館は機関アーカイブスという発想ではないですね。国の機関ですが、法人文書も受けますよ、何でも受けますよ、私文書も受けますよとか言っているわけだから。そうなってくると、別個の組織になるわけでしょう。

別個の組織になって、では、そこで何が重要かということ、別個の組織になったら対等性とか権限とか信頼性ということになるのですが、現状は対等性も維持していないし、信頼性も維持していないし、さらに資料公開の現実から考えたら信頼醸成とはほど遠いと私などは思っている。担保できないですからね。各省が担保できないということ、信頼性が持ち得ないというような状況だったら、そのような中で公文書館だけの権限を強めて、いわゆる査察性を持つというような感じですね。これが後方の前方進出というやり方です。

○定兼 なるほどね。

○小池 だから査察性を持つと、例えば、行政管理局のような査察性を公文書館が能力的に持ち得るかどうかですね。現状では持ち得るわけがないのだから、そうすると、理想はそうかもしれないけれども現実は無理だというふうに考えれば、僕はいわゆる定兼さんやうちみたいな機関アーカイブスのような一体型のほうが合理性が高いと考えるのですね。

そう考えたら、国立国会図書館は、外務省の図書館も全部国立国会

図書館の支部ですね。ああいうやり方のほうが、よほど利口だったのではないかと思っているんです。機関アーカイブスを各省でつくらせる。そのほうがよほどいい。特に防衛省などは、機関アーカイブスを持つべきだと思います。

○高田 行政機関としての文書に国防の話というのはそんなにいいですよ。

○小池 ええ。だから、国立公文書館が中で切り分けて、そういう集積でもいいのですが、切り分けるという考え方はないのかなと思っ

ているんですが。

○高田 確か有識者会議の中では、そういう発想もちょっとあったんですよ。でも結局、福田総理が公文書館を強化したいという、その効果も大きかったんですね。公文書館応援隊みたいな支援があったでしょう、議員連盟もあつたりして。それが、もう全てを決定づけたみたいなのがあるんですよ、その在り方ということに関しては。

○定兼 ただ、国が減びても公文書が残ることがあってもいいんですよ。

岡山県がつぶれて道州制になっても、この記録資料館は残るよという思いは、私はやはりあるんですよ。

○小池 ええ、私も広島大学では、最後に残るのはうちだからといっていますね（笑）。

○定兼 そうそう。だから、われわれも県の出先機関がずいぶんつぶれたのを見ているんですよ。そこに収集に行っていますからね。ずつと走り回りました。ですから、最後はうちだぞと。高等学校もずいぶ

んつぶれましたし、いろいろな出先がつぶれたのですが、最後はうちに入っています。そういうことをやっているんです。最初に、県施設が解体されるとなったら、うちが回るということをやっているんです(笑)。いろいろと議論は必要だと思いますが、とにかく私などは現実主義といえますか、そこで生き残ることばかり考えています。

○村上 全史料協(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会)で、安芸高田市と熊本県の事例報告で、公文書管理条例を作って、公文書館が当然なくてもやっていけるといって体制を作っているという状況は、ちょっと一歩後退のように見えるかと思えます。そういう状況というのは、どのようにお考えでしょうか。

○定兼 一歩後退なんですけど、国民サイドでは半歩前進なんですかね、やはりそこできくと。建物がなくても制度はあるのだと、見せられやすよということなんですけれどもね。ただし、権限をどこが付与するかというのがあります、やはり廃棄をしているのは、廃棄か収集かということばかりが私は身に付いているところがあるのですが、あるところで公文書を残しておくということは、やはり必要なわけですからね。それをやったのでしよう、安芸高田市などは。

○村上 仕組みとして、非現用になるところまでをカバーするという発想ですね。

○定兼 ええ。だから、われわれは、実は長い間検討してきたのが、「公文書館法」をつくらうということをつくった。二十数年前です。それで「公文書館法」ができたのですが、今度は「公文書館法」ができたから各地に公文書館をつくらうということで動いたわけです。しかし、

現実的にはできなかつた。あまり増えていません。だから、今度は公文書館機能を増やしていこうとシフトを変えているわけです。

公文書館機能でいくということは、「公文書管理法」ができたわけだから、公文書管理条例などもできていって、そこに機能を入れさえすればいいのだという、まさに現実に機能をつくってほしい。その機能が、究極の理想の公文書館に近いのか、近くないかというようなところで考えているというのが、現実の話なのではないかな。

○小池 その意味で半歩前進。

○定兼 そういうことなんです。確かに理想を掲げるのは必要です。けれども、理想と現実のはさまでわれわれは動いているわけですから、まずは理想を言う、こうあるべきだという頭は必要だと思いますけれども、やはり半歩前進は認めて、さらにもう少し、もう少しという方向へ行くのが、在野の、在野かどうか分かりませんが、われわれの動く現場の立場ではないかな。

○小池 ただ、全史料協全般を見ると、この間見ている、やはりアーカイブスというものが元気がないですよ。

○定兼 ない。それはマイナーな分野です、マイナーです。

○小池 元気がない。特に全史料協は一つの目的を達したことになるんですかね、「公文書管理法」が。

○定兼 いや、それを目標にしていたのではないんでしょうけれどもね。

要するに、とにかく行財政改革で、この部署が一番切られやすいところなんですよ。

○高田 ええ、そうですね。

○定兼 ですから、専門職員だったのが非常勤になり、非常勤だったのが今度は指定管理者になりということ、どんどん切っていくか。民間でもできるじゃないかと。本当はできないですよ。全然できないんです。

できないという話なんです、民間でもできるじゃないかと。今は急を要さないじゃないかというような発想がありまして、そういうことでの、ですから孤軍奮闘というかたちなのでしょうね。これは、やはり悪しき流れですね。

○小池 だから、「公文書管理法」が持つているような「国民のために」というところがあって、知る権利の確保みたいなところでつくられたのですが、要するに、そのことが公文書館の置かれている地位を上げることには全然つながらない。

○定兼 つながっていない、つながっていない。

○小池 だから、そういうものにつながるような法改正というのは結構重要なんですよ。法改正上の問題は、国立公文書館、「一将功成りて万骨枯る」ではいけないわけですよ、はっきりいうと。公文書館活動は、いわゆる公文書を残して、文書を残していこうという広範な運動があるわけだし、それを担っている人がいろいろなところいっぱいいるわけですよ。その人たちをすくい上げるようなシステムに変えないといけない。真面目にやっている人はたくさんいるんですからね。

○定兼 そうですね。

○小池 ええ。だけど、みんなが苦勞している。やはり、その苦勞しているものを理解するようなシステムに本当は変えないといけないです。

○高田 それは大きいですよ。

○定兼 そこで、どういうものかということ、専門職の問題が出てきたりということなんです。彼らはプロパーなのだ、そういう人を尊重しましょうと。それがアーキビストというような文言になってきたんですね。

○小池 だから、そのアーキビストの資格といったときに、定兼さんも僕も同じなんだと思うのですが、実務経験ですよ。

○定兼 そうなんですよ。

○小池 はっきり言って、これは座学ではないんです。学位を取っていることに何の価値もないんですから。そういうことよりも、どれだけ自分でやってきたのかということで、例えば、公文書にしても、私文書にしても整理のやり方はいろいろあるんです。流派はいろいろあるんです。一人ずつ流派があるといってもいいくらいなんです。

○定兼 ええ、ええ、そうですね。

○小池 その中で、自分たちはこうしてきたというのがあって、それが実務経験というものです。公文書だって、定兼さんのところみたいに件名を全部整理して変えていくと、きちんと公開しやすいように変えていくという努力をすることがあるでしょう。本当はみんながそうできればいいのですが、「公文書管理法」ではできないですからね。そんなことは絶対にできないから、たぶん原局の背表紙をその

ままといかたちにならなくて、内容が分からなくて、そのことで全部コピーを取らせるといったことになったら、内容を吟味なんかできないわけだから、これから問題はもっと出てくるはずですよ。

○定兼 ええ。

○小池 背表紙を変えようという事は、リスクをそこでスクリーニングするのですね。そのような努力を、この記録資料館さんはやっているわけで、うちなどもそういうことをやっていくとなったときに、アーキビスト制度、根幹になるアーキビストは何かと言うと、専門職は何かというと、実務経験だと僕は思うのですね。

○高田 ええ、そうですね。

○定兼 そのあたりがね。実務経験ですから、アーキビスト登録制度で何年とあるじゃないですか(笑)。

○小池 ええ。でも、あの何年というのは、どういうふうなかたちでなっているんですかね。

○定兼 何かありましたね。私はまだまじめに読んでいないのですが。

○小池 例えば、僕のように文書館長としては約一〇年だけれども、その前に外交史料館もあるし、大学院生の時とか、あるいは。

○定兼 アルバイトも経験で認めるといふね。

○小池 間に編纂事業とかやっていますよね。それも全部入れるとなると、いつから何年になるんだろうとか、そういうふうになるじゃないですか。そういうふうになったときに、何かちょっと納得がいかないんですよ。あの実務経験という年限のあり方はどうかと思うし。

○定兼 だから、いずれにしても、とにかく点数化しなくてはいけな

いんですよ。その点数化というのは学問的な業績だけではなくて、とにかく何でも点数化しておいて、それで資格がある、ないという。資格制度にするならば「ある・ない」というのが必要ですからね。難しいですね。

○高田 ええ。点数化自体がちょっと。

○定兼 ああ、それ自体が難しいところがありますね。

○高田 まさに個人の資質に負うところが多いので、経験が長いから本当に使えるかみたいなの話もありますね。

資料への向き合い方

○定兼 一月八日に全史料協で私は話したのですが、聞いてくださったんですか。

○村上 前日は小宮山(道夫・文書館准教授)と石田(雅春・文書館助教)が参加しています。

○定兼 ああ、そう。私が言ったのは、前提に「愛」が要ると言っているんです(笑)。

○一同 ああ。

○定兼 資料に対する「愛」がないと駄目だと、これが大前提なのだと。われわれはローカルですから、地域社会と地域資料に関する愛が必要なんです。その上で、今度は経験とか何とかというのが必要ですよ。経験は少なくとも五年は必要ですよ。それで業務についてはベテラン、中堅、素人というチームでどれだけするかというような

ことが必要なんです。そういう話をしたんですよ(笑)。

○小池 要するに、公文書の整理業務は実はあまりにも地味で、そのことで、例えば点数化ができないわけですよ。

○高田 そうですね。

○小池 例えば、個人文書の場合には目録ができるから点数化が可能かもしれないけれども、法人文書の整理、一人で年間数百もやるとかになったら、これを一人でやっているわけですよ。うちはアルバイトがあまりいないから。そうすると、公文書室のポイントとして、実は個人文書をやって目録を作ったほうが上なのかもしれないというかたちになってしまったら、馬鹿らしいでしょう。

○高田 いや、そうですね、はい。

○小池 どちらのほうが根幹事業で、どちらのほうがきちんとやっているかと、館長の僕は見えていますからね。そうすると、こちらのほうがよくやっているとしたりするじゃないですか。そういうようなものを、点数化だといったときにはなじまないという気がします。

○定兼 そう思いますね。

○高田 そうです、ええ。

○定兼 あれは学会が登録するものですかね。アーカイブス学会かな。

○小池 アーカイブス学会ですか。僕は入っていないんですよ。入っていますか。

○定兼 私は入っています(笑)。私は出発段階からです。だから、ああいう声を挙げるというのは、それなりの流れではありますから

ね。そういう議論が必要でしょうね。

○小池 ただ、その議論の場所はどこがいいんですか。全史料協ですかね。

○定兼 いや。

○小池 全国の館長会議ですか。

○定兼 いや、ですからアーカイブス学会がやっているわけで、一つの任意団体がやっているわけですから、任意団体の動きだけにしていいので。

○小池 していいということですか。

○定兼 いいと思いますよ。だから、採用条件の中に、その登録者を採用するとか、そういうことはするところもあれば、しないところもあるということ。

○高田 ああ。

○小池 ただ、僕はあの動きは、臨床心理士、要するに文科省の外郭団体でつくった日本臨床心理士資格認定協会というのがありますね。あれは結局、臨床心理士の認定団体に途中から変わりましたね。僕はあれを狙っているんだろうなと思っています。

それはそれでいいのかもしれないけれども、臨床心理士の時には、やはり文科省が相当指導しているから、合理性と客観性が存在し得るわけですよ。学校教育との連動とか、職場もあつたり、要するに出口論もあるわけです。それをやったから臨床心理士というのはできたのですが、アーキビストの場合には、今のものをやったからといって、入口論はできるかもしれません。例えば、アーキビスト学科、研究科

とかで入口はできるかもしれないが、出口論にはつながらないような気がするんですよ。

○高田 認定制度は、むしろそういうのが確立しているところに後から付けるのが普通ですよ。

○定兼 国立国会図書館もあれだけの図書館ですが、司書はいませんからね。司書有資格者ではなくて、司書として採用していないでしょう。そういうことから、司書というの、実は世間的には一般的な資格であると思うが、国立国会図書館がしていないんですからびつくりしますよ（笑）。

アーカイブスが世間に知られるということ、いろいろな国民的な認識を高めるといって一つの動きだというぐらいに思っているんですけどね（笑）。

○小池 やはり今回、「公文書館管理法」を施行した時に、その後何があったかという、このシステムに入るとコストが安いですよとかということで、公文書館経由でいろいろなものがくるんですよ。

○定兼 ああ、ああ。

○小池 すごく迷惑ですよ、はっきり言うと。

○定兼 ははは（笑）。

○小池 このシステムは公文書館が使っているから入れるのが当然だみたいに入っている。値段を開けると、これはうちの年間予算を超えているというものがくるんですよ。何かきたよな。

○村上 一千万円とか（笑）。

○小池 一千万円とかね。年間のランニングコストで一千万円なんて

出せるわけがないですね。

○定兼 出せませんね。

○小池 そういうものが多くなったし、もう一つは、やはり記録管理の流れが、固有性ではなくて、どちらかというと、よりいい記録管理にしたほうがいいみたいな、アメリカ型のボックスファイリングシステムがいいというかたちになって指導するところも出てきているでしょう。

○高田 ほお。

○小池 これも一種の全体構造の中では出てきていますね。ただ、大学なら大学に、県なら県にという簿冊の作り方は伝統とかがたくさんあるんですよ。固有性があるから。資料の作り方一つにね。

○高田 いや、本当、それはやはり維持していい話だと思うんですよ。

そういうことで商売をしようとしている人もたくさんいるでしょうね。そういう後押しがあつて、いろいろと「かくあるべき」というような話をされる人がいるのですが、やはり今までやってきているものの積み上げでしかない、仕組みとか、要するにシステムですね、法律になってあつても、それに合わせていくというか、根本から変えるのではなくて、あくまで自分の体は自分の体、既製品でも自分の体に合うようなかたちで着ていくというようなやり方ではないんですよ。

○定兼 そうですよ、それしかないですよ。

○高田 ファイリングにも一長一短がありますから。

○小池 だから、ファイリングなどを「ボックスファイリングにしたほうがいいですよ」とか言いますから。

○定兼 これは県内市町村がずいぶんされましたよ、ファイリングシステムね。文書管理を。簿冊ではなくてですね。

○小池 ええ。ただ、ファイリングシステムは、端的に言うとそのまま移管してやって廃棄もいいですよと言っていますよ、ファイリングシステムは最終的には資料がなくなるんですよ、閲覧のときに。

○高田 だって、分からないですよ。

○小池 抜き放題ですから。簿冊は抜かれることがないのでね。

○定兼 このあたりは、どこかの戦略に引掛かることがないようにしないと、やはり。

ええ、様子見、これも(笑)。それこそパソコンでも、全部ウィンドウズになっていますが、それからワードと一太郎になっていますけれども、これは統一化されると困りますね。どちらでもいいけるようにしておかないと(笑)。

やはり統一化されていくのでしようけれども、例外の部分をかにかにどれだけ拾っていくかというの、われわれはアーカイブスですから、そういうことの応用力を常に持つておく必要があると思いますね。融通無碍に、それではいけないのかもしれませんが、それでいきなたいですね。

人材育成の課題

○小池 最後に、県立記録資料館の今後ということで、定兼さんはどのように思っておられますか。

○定兼 これは、私個人のことではなく、やはり人材育成ですね。もうそれに尽きるところです。後継者をいかに養成するかというところだと思うのですが、うちの今後よりも、私のフィールドは岡山県ですから、岡山市町村の今後にも関わってきますので、別段私もリーダーシップをとる必要はないのですが、県内の市町村とタッグを組んで、良くなっていくようにしたいというのが思いです。これは私の思い。

そして今後は、見通しは厳しいですよ(笑)。そういう感じがしますね。そもそも岡山県自体が、その存立がちょっと、道州制がどうなるかを含めて。それから中央機関をどうするか。国の中央機関の公文書は、われわれは集められませんからね。ただし、農林事務所とか法務局などは、岡山県の情報をものすごく持っています。岡山県民の情報を。これが国立公文書館のほうにいつているかどうかといえ、おそらく全然いつていないでしょう。

○小池 全然いつていない。

○定兼 全然いつていないでしょう。

○小池 支部とか周囲に対する目配りはゼロ。

○定兼 全然ですね。そもそも岡山には中国四国農政局の事務所があるのですが、それが移転しました。移転の時に、「われわれは岡山県なんです、できれば地元の、児島湾干拓事業とか何とかあるから、廃棄するならもらえませんか」と言ったら、「何でやらなあかんの」の一言で終わりでした。移転した時に、書庫内にあったものを三分の二捨てたという話は聞いていますけれどもね。

○高田 それが非常に問題なんですよ。「公文書管理法」も、そこま
で、そもそも制度設計で考えていない。

○定兼 そうでしよう。考えていない。

○高田 それで、ちょっと一部もくろみをしているのは、捨てたのを
捨ったんですというふうな処理の仕方をしているところがあります
ね。

○小池 だから、本当に国立公文書館のためだけの法律という意識が
強すぎるんですよ。そうではなくて、地方との連携からすると、地方
の優先機関はものすごく意味が大きいんですよ。

○定兼 大きいですよ。

○小池 あの資料などががんがんなくなったら、あと作業不能になり
ますよね。

○定兼 そうですよ。

○小池 ええ、いろんなことが。だから、そのあたりの目配りをして
ほしいですね。本当にそういう目配りができる、例えば、この間の神
奈川県、石原（一則）さんかな。彼が入っていたのは、そういう意味
ですよ。

○高田 そうでしようね。

○小池 本来、彼を入れた意味はそうだと僕は思ったんですよ。そう
いう人材が入っていないこと自体が、僕は納得がいかないですね。

○高田 実務者がいないというのは、一番決定的ですよ。

○小池 だから、アーキビストもそうですし、資料整理もそうなん
ですが、やはり座学ではないんですよ。その意味で、記録資料館は

「人づくり」という話でしたが、人数構成からされると、専門職のよ
うなかたちで若い方もいらっしやるわけですか。

○定兼 ええ。公文書はOBの方に助けてもらっています。

それで、非常勤嘱託ですから一年ごとの更新というかたちになりま
す。それから、古文書については三人おられます。これも一年更新です。
後任の場合は、公募というかたちで有能な人に来てもらっていますが、
業務の熟達にはしばらく時間がかかります。この上でやはり、正規の
専門職を確保しないとイケないと思っています。

正規の職員は、そういう非正規専門職を指導する立場で各方面への
権限と責任をより持つことになりました。その確保と育成が今の私の最
大の仕事と思っているのですが、この達成・育成には時間がかかりま
す。実務者が足り得ていないと思っています。

最後はほやきになってしまいました。何度もいいますが、人材育成
がわれわれは重要だと思えます。この組織を運営するには、人材さえ
いれば制度は何とでもなるんですよ。私はそう思っているんです。も
ちろん、制度も一生懸命つくってください（笑）。

○高田 いやいや、まさにおっしゃるとおりです。

○定兼 敬意は表しますけれども。

公文書管理法の見直しに向けて

○小池 いやいや、だから制度設計をするときに経験を入れてほしい
ということですよ。知恵とかね。

- 高田 そうですね、そういう人たちが生かされるような制度設計を。
- 小池 そういう制度設計をしてほしいなど。だから、五年後の改正なんていうのは、もう五年後ではないですよ、三年後かな。
- 高田 だから、五年後に変えるのであれば、三年目にもう検討を始めるんじゃないですか。どういうことを変えていくとか、何が問題なのかという検証。
- 小池 つくった人間が検討するんですか。つくった人間と評価の人間は別にするのが当たり前ですよ。そういうことを考えると、同じ人間がやるんだったら、それはしゃんしゃん会で反省なんかあるわけじゃないですか。反省があつたとすれば、責任を取らせないとけないからどうするんだらうと。
- 定兼 ははは(笑)。自己点検という制度があるわけですから。
- 高田 まあ、そうですね。
- 小池 やはり外部評価でしょう。
- 高田 ああ。
- 小池 端的に言えば、全てのもの、僕は今、文書館で外部評価をやっていますし、部局で自己点検評価委員長もやりましたけれども、基本的には外部評価ですよ。つまり、外部評価でないと、自分たちの問題は厳しく認識できません。自己点検は毎日やっていることですか。
- 定兼 ええ(笑)、なるほど。
- 小池 はつきり言えば、まともな組織だったら毎日やっていることですよ。
- 定兼 そうそう。
- 高田 それをどういうかたちで実際にやるかということですよ。まあ、どういうふうに担保されるかですね。
- 小池 ええ、楽しみです。
- 定兼 パブリックな声もどれだけ聞けていけるかという。内実を知らない声もたくさんありますけどね(笑)。
- 高田 そういうのも、結構、無責任ですね。意外にそういうものが多いんです。
- 定兼 それで踊らされてはいけませんけどね。
- 小池 僕は認可を受けた時に、踊らされるわけではないですが、不愉快な思いをたくさんしましたから(笑)。
- 定兼 そうでしょう、本当に。
- 小池 ええ、本当に。やはり意識レベルの違いというのは、ものすごく大きいですね。定兼さんも私もそうですが、やはり利用者でもあるでしょう。
- 定兼 そうですよ。
- 小池 われわれも利用者でもあるのですが、利用者でもあるけれども管理者でもあるし、実務者でもあるわけだから、そういう立場からすると納得いかないことが多かったですね。
- 高田 それは、私も立案担当の一人でもあり、執行担当の一人でもあったのですが、そのへんの話はよく聞かされて(笑)。
- 定兼 そうですか(笑)。
- 小池 ははは(笑)、申し訳ありませんでした。

○高田 いや、おっしゃることはいいちいごもつともなので、それがどういうかたちで運用に反映できるのかなというところですね。制度はできてしまっているから、その枠の中で。

でも、よくお考えになっていらっしやって、逆にそれをうまく利用してやろうというようなこともお考えになっていたので。むしろ、中には何も考えないで、ついそのまま乗ってしまったというところもありますから、そういうところには、そういったものをもっと知らせていってやるよという。

○定兼 そうなんです。だから、小池さんは文書館の館長だけではなくて、日本の文書館界のリーダーシップをとってもらわないといかんのですよ。そういうことなんです（笑）。

○小池 いや、定兼さんがおられる前で、そんなことはありません。

○定兼 そういうことなんです。だから、自館のことだけ考えてはいけません。日本の文書館界をやつていけないといけません。

○小池 いや、でも、われわれは自館のところ、まず最初じゃないですか。自館のところ、がんばるにうまくいくかというので日夜苦労しているわけでしょう、正直言いますと（笑）。

○定兼 そうですね。

○小池 存在をいかに高めるかとか、もうそのことで僕なんか精いっぱいですよ。

○定兼 いや、本当精いっぱいですね。だから、その苦労を、先ほどのシエアというか、いろいろなところでぜひお願いします。

○小池 ええ、シエアをして。だから、うちは定兼さんの知恵を頂い

て、本当に冷凍庫から保存箱から（笑）。

○高田 そうですね。冗談みたいな話なんです。私も冷凍庫を広島大学文書館で初めて拝見したのですが、ああいう手法で害虫駆除管理をやっているということ、実は内閣府の人間とか国立公文書館の人間が知らなかったというところに、その程度の認識でこれが動き始めたというところに、すごくショックを受けたんですね。

私も総務省から入ったわけで門外漢でしょう。それで、そういう知識が内閣府には当然蓄積しているものだと思うので。しかし、聞いたら、知らない、知らない。自分が一から勉強し始めなくてはいけない。そういう中で、小池先生とか、ほかにもいろいろな先生方のお話を聞いて、こういうこともあるんだ、こういうこともあるんだということが分かっていったという話があって、だから、そういうことも不断に勉強していくことが必要だと本当に思いましたね。

○小池 そういう意味では、この記録資料館さんは本当に努力されていて、冷凍庫を実務稼働させているところ、すごさはあると思いますよ。やはり、それが機能していて、効果があるということ、自ら実証されたわけだから。そういう部分の先進性とか。ただ、それは本当に予算の面とかでの苦労を経た人間でないと考え出せないことなんですよ。

○高田 そうですね。

○定兼 いずれも苦労されていますよ。ですから、いろんな工夫をされていますね。そういうのをくみ上げられるようになっていただいて。

○小池 そうですね。それからもう一つは、やはり共有していくこと

ができることが結構重要なんですよ。

○高田 そうですね。

○定兼 現場からの発想という、よく言ったことですからけれども。

○小池 それで、定兼さんが幾らまけたかとかというような情報を、そこまで。

○定兼 それが楽しみだったです(笑)。

○小池 それで「うちは負けた」とか言っているわけですよ。やはりそういうところもあるじゃないですか。だから、本当に勉強させられていますので。

○定兼 いやいや。われわれのやっていることが実になるのかどうか、役に立つのかどうかということを、即、求められるところがあるので、それは無駄なことではないんですというようにことを思いながらやっているだけのことなんです。本当にこれが必要なのかと言われたら、どうかかなというようなことを、突き詰めて言われたら、私などはもうごり押しができません。

○高田 やはり順番を付けたら上にはいかないという部分はあると思いますが、でも、やはり必要なものとして書いたら、最後であつても書かれるものの一分野であるということとは間違いないので。

○小池 本当に長時間にわたつてありがとうございます。

○高田 ありがとうございます。

○村上 ありがとうございます。

○定兼 いえいえ、つたないことしか。もう何もできません。

○小池 定兼さん、また、いろいろ今後ともご教示いただいて(笑)。

○定兼 いや、こちらこそ。今日はいろいろとありがとうございます。参考になりました。私ももう一度点検いたします、法体系とかいうことでも。

○高田 いえいえ、なぜ総務省の行政管理局が来たんだみたいな、そういう話ではない(笑)。ちょっとついでみたいな話ではあったのでしようけれども、実はこういうふうに関与していたという経緯もありますので、そういう意味では非常に私も勉強させていただきました。

○定兼 いえ、こちらこそ。

(終了)